

輪島市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年3月19日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査期日

令和6年12月25日

3 監査の対象

行政委員会の事務局（議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局）

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和6年度の事務事業（令和5年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として意見を付す。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【議会事務局】

「意見」

能登半島地震の大規模災害が発生し、輪島市議会復興対策連絡協議会設置規定（令和 6 年 3 月 6 日議会訓令第 1 号）を策定し施行しているが、議会における災害時の行動指針については示されていないため、議会としての役割を明確にし、状況に応じて適切な対応が取れるよう災害対応マニュアルの策定について検討願いたい。令和 5 年度から導入した議員用のタブレット端末について、ペーパーレスとしての役割だけでなく、平時から活用の幅を広げることは、災害対応に係る情報収集や連絡の有効な手段の一つとなる。また、オンラインでの委員会開催について条例や議会規則等必要に応じて改正の措置を講じ、今後の ICT の積極的な活用についても検討願いたい。

【選挙管理委員会】

「意見」

衆議院選挙の不在者投票用紙を請求した選挙人に対し、投票用紙とともに誤った届け出政党一覧を同封した件については、令和 6 年 10 月 20 日付各社新聞報道等のおりである。今後は、複数人で確認をするとともに従事職員全員に周知し、再発の防止を図っていただきたい。